電報等の収受・発送及び郵便切手の受払処理に関する取扱いについての一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成14年３月19日

東京学芸大学長
岡　本　靖　正

電報等の収受・発送及び郵便切手の受払処理に関する取扱いについての一部を改正する取扱い

電報等の収受・発送及び郵便切手の受払処理に関する取扱いについて（昭和41年８月１日事務局長裁定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

書留郵便物，電報及び郵券等の収受等に関する取扱い

第２項及び第３項を削る。

第４項中「（第４号様式）」を「（第２号様式）」に改め，同項を第２項とする。

第５項中「発送郵便物（料金後納郵便物を除く。）の発送及び」を削り，「整理」を「受払い」に，「（第５号様式）」を「（第３号様式）」に改め，同項を第３項とする。

第２号様式及び第３号様式を削り，第４号様式を第２号様式とし，第５号様式を次のように改める。

第３号様式

郵　券　等　受　払　簿

月　日	摘　　要	切　手　（枚）																		はがき（枚）	金　額	取扱者印	物品供用官　印
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	前年度（前頁）から繰越（現在高）																						
	小　計 次年度（次頁）へ繰越																						

注１　郵券等の受払いの都度，月日，部課，受払枚数，差引残枚数及び残合計金額を記入する。
注２　受入れは，摘要欄に「受入」と記入する。

附　則

この取扱いは，平成14年４月１日から施行する。

電報等の収受・発送及び郵便切手の受払処理に関する取扱いについて　新旧対照表（抄）

現　　行	改　　正（案）
電報等の収受・発送及び郵便切手の受払処理に関する取扱いについて	書留郵便物，電報及び郵券等の収受等に関する取扱い
１　書留郵便物を接受したときは，書留郵便物収受簿（第１号様式）に登載の上，それぞれ名あての者に交付する。	１　書留郵便物を接受したときは，書留郵便物収受簿（第１号様式）に登載の上，それぞれ名あての者に交付する。
２　親展文書を接受したときは，封かんのまま親展文書収受簿（第２号様式）に登載し，それぞれ名あての者に交付する。	
３　電報を接受したときは，略号表を使用するものは訳文をつけて電報収受簿（第３号様式）に登載し，主務課文書責任者に配付する。ただし，親展電報は，前号に準じて処理する。	
４　電報の発信は，電報原議書（第４号様式）により行う。	２　電報の発信は，電報原議書（第２号様式）により行う。
５　発送郵便物（料金後納郵便物を除く。）の発送及び郵便切手類の整理は，郵券等受払簿（第５号様式）に記載して行う。	３　郵便切手類の受払いは，郵券等受払簿（第３号様式）に記載して行う。
〔省略〕	〔省略〕
第２号様式 親展文書収受簿 〔様式省略〕	
第３号様式 電報収受簿 〔様式省略〕	
第４号様式 電　報　原　議　書 〔様式省略〕	第２号様式 電　報　原　議　書 〔様式省略〕
第５号様式 郵　券　等　受　払　簿 〔様式省略〕	第３号様式 郵　券　等　受　払　簿 〔様式省略〕
〔省略〕	〔省略〕
	附　則 この取扱いは，平成14年４月１日から施行する。